

函館市延長保育運営費補助金交付要綱運用基準

(趣旨)

- 1 この基準は、函館市延長保育運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(平均利用児童数の算定方法)

- 2 要綱第2条第2号の規定の運用にあたっては、次の各号に掲げる児童の区分に応じて、当該各号に掲げる児童とみなす。
 - (1) 15分以降30分までの延長保育を利用した児童 30分の延長保育を利用した児童
 - (2) 30分を超えて1時間までの延長保育を利用した児童 1時間の延長保育を利用した児童
 - (3) 1時間30分を超えて2時間までの延長保育を利用した児童 2時間の延長保育を利用した児童
 - (4) 2時間30分を超えて3時間までの延長保育を利用した児童 3時間の延長保育を利用した児童
 - (5) 3時間30分を超えて4時間までの延長保育を利用した児童 4時間の延長保育を利用した児童

附 則

この基準は、平成11年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。